広島県公安委員会告示第51号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、 規則第9条第1項の規定により告示する。

令和6年8月8日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型式名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住所)
4 P04 95	告示の日 (令和6年8 月8日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	P大海物語5スペ シャルALTA	株式会社三洋物産 代表取締役 盧 昇 (愛知県名古屋市千種区今 池三丁目9番21号)	左同
4 P05 08	同上	同上	e 大海物語 5 ス ペシャルELT A4	同上	左同
410339	同上	同上	P C Y B O R G 009 V S 3 – K	株式会社ニューギン 代表取締役 新井 悠司 (愛知県名古屋市中村区烏 森町三丁目 56 番地)	左同
4 P08 16	同上	同上	P義風堂々!! ~兼続と慶次~ 3M3-X	同上	左同